| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ⑻　東京湾のうち法第１条第２項各号に掲げる海域以外の海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況<br>⑼　その他船舶の航行の安全上必要な事項 |
| 伊良湖 | いせわんマーチス | Ｈ３Ｅ<br>1,665kHz<br>（注１）<br>2,019kHz<br>（注２） | 毎時15分及び45分からそれぞれ15分間。ただし、英語を用いる場合は毎時０分及び30分からそれぞれ15分間。また、緊急を要する情報については随時 | ⑴　伊良湖水道航路（法別表に掲げる伊良湖水道航路をいう。以下この項において「航路」という。）における船舶の交通の制限の状況<br>⑵　大山三角点（北緯34度36分７秒東経137度８分47秒）から石鏡灯台（北緯34度26分40秒東経136度55分25秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（以下「伊勢湾海域」という。）及び大山三角点から石鏡灯台まで引いた線、大王埼灯台（北緯34度16分34秒東経136度53分58秒）から90度41,000メートルの地点まで引いた線、同地点から０度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「遠州灘海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況<br>⑶　長さ130メートル以上の船舶及び物件えい航船（法第22条第４号に規定する船舶をいう。）等の航路入航予定時刻、船名、総トン数等<br>⑷　航路における管制信号（海上交通安全法施行規則（昭和48年運輸省令第９号）第８条第２項に掲げる信号をいう。以下同じ。）の現状及び予告<br>⑸　航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況<br>⑹　伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況<br>⑺　伊良湖岬及び舞阪における風向及び風速並びに大王埼における風向、風速及び気圧<br>⑻　航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況<br>⑼　伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ⑽　伊勢湾海域及び遠州灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況<br>⑾　その他船舶の航行の安全上必要な事項 |
| 名古屋 | なごやハーバーレーダー | Ｈ３Ｅ<br>1,665kHz<br>（注１）<br>2,019kHz<br>（注２） | 毎時０分及び30分からそれぞれ15分間。ただし、英語を用いる場合は毎時15分及び45分からそれぞれ15分間。また、緊急を要する情報については随時 | ⑴　名古屋港（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第一に掲げる名古屋港の港の区域をいう。以下同じ。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況<br>⑵　名古屋港及びその付近の海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況<br>⑶　東水路（港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）第29条の３第１項に規定する東水路をいう。）、西水路及び北水路（それぞれ港則法施行規則第29条の３第２項に掲げる西水路及び北水路をいう。）における港内信号（港則法（昭和23年法律第174号）第36条の３第１項に定める信号をいう。以下同じ。）の現状及び予告<br>⑷　東水路を航行する総トン数40,000トン以上の船舶、西水路又は北水路を航行する総トン数20,000トン以上の船舶及びそれぞれの水路を航行する総トン数5,000トン以上の油送船の水路入港予定時刻、船名及び総トン数等<br>⑸　名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況<br>⑹　名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速<br>⑺　金城ふ頭の付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況<br>⑻　名古屋港及びその付近の海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況<br>⑼　名古屋港及びその付近の海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況<br>⑽　その他船舶の航行の安全上必要な事項 |